

# 和気町奨学資金貸付募集について

## 1. 貸付けの条件(すべてを満たすこと)

- (1) 和気町に3年以上引き続き住民登録を有する者
- (2) 和気町に住民登録を有する者の子女で中学校卒業以上の資格を有する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、高等学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程、専門課程)に在学する学生及び生徒である者
- (4) 卒業後社会のため貢献する見込みのある者
- (5) 特別の家庭的事情または生活困窮のため、進学または在学が経済的に困難な者
- (6) 進学意欲が盛んな者

## 2. 貸付期間 当該学校における正規の年限とする。

## 3. 貸付金額及び利子

奨学資金の貸付額は次のとおりとし、無利子で貸付する。

- (1) 高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)は、毎月 12,000円
- (2) 大学・短期大学・専修学校(専門課程)は、毎月 30,000円

## 4. 貸付申請に必要な書類

- (1) 奨学資金貸付申請書と家族構成等調査表(教育委員会に備付の様式)
- (2) 所得証明書(同一世帯で収入のある者すべて) 令和6年度分(令和5年中)
- (3) 在学証明書

※貸付申請書は、連帯保証人1人及び保証人2人を必要とし、いずれも本町に居住している18歳以上の者で同一世帯以外の独立の生計を営む者でなければならない。

(特別の事情があると認めるときは、町外の居住者とすることができる。)

なお、連帯保証人や保証人が欠けたとき、または教育委員会が不適当と認めるに至ったときは、直ちに別の連帯保証人・保証人を選任し、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

## 5. 申込締切日 令和7年5月23日(金)

## 6. 申請書類提出先

〒709-0511

和気郡和気町矢田305番地

和気町教育委員会 教育総務課

(TEL0869-88-1157)

◇入学一時金貸付制度については、直接教育委員会にお問い合わせください。